

# 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 16 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 実施機関が保有する個人情報の保護

第 1 節 適正な取扱いの確保（第 6 条～第 13 条）

第 2 節 自己を本人とする個人情報の開示（第 14 条～第 26 条）

第 3 節 自己を本人とする個人情報の訂正（第 27 条～第 33 条）

第 4 節 自己を本人とする個人情報の利用停止（第 34 条～第 37 条）

第 5 節 不服申立て（第 38 条～第 40 条）

第 3 章 事業者が保有する個人情報の保護（第 41 条、第 42 条）

第 4 章 雑則（第 43 条～第 46 条）

第 5 章 罰則（第 47 条～第 51 条）

附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、山形県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって住民の基本的な人権の擁護及び公正かつ民主的な事業の推進に資することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 行政文書 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年形広連条例第 号。以下「公開条例」という。）第 2 条に規定する行政文書をいう。

(5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理その他規則で定める処理を除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び住民の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関するこの広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 広域連合を組織する市町村の区域内の住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切な保護に努めるとともに、個人情報の取扱いにあたっては、相互にその権利利益を尊重するよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 適正な取扱いの確保

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び犯罪歴その他社会的差別の原因となる個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明その他の事由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌事務の遂行に不可欠な個人情報で、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理に関して、実施機関以外のものとの間において通信回線を利用する電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し適正な措置が講じられていると認めるとき。

(適正な管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 自己を本人とする個人情報の開示

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特別の理由があると認める者(次条第2項において「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報特定のために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（実施機関の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報に次条各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除いて、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（非開示情報）

第17条 非開示情報は、次に掲げるものとする。

(1) 法令等の規定により、本人に開示することができない情報

(2) 開示請求者以外のものに関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあることが明らかであるもの

(3) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は将来同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

(4) この広域連合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、住民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかであるもの

(5) この広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、この広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ この広域連合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである情報

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（前条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益の保護のため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示請求に対する決定)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をし、開示請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに個人情報を開示することができる場合には、口頭で通知することができる。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（前条の規定により存否を明らかにしない旨及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限  
(第三者保護に関する手続)

第23条 開示請求に係る個人情報にこの広域連合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第39条及び第40条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うにあたって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第18条の規定により開示しようとするときは、第20条第1項の規定による個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施及び方法）

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。
- 3 実施機関は、個人情報を開示することにより当該個人情報が記録された行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書に代えてその写しにより開示することができる。
- 4 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（他の制度との調整）

第25条 実施機関は、法令等（公開条例を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る個人情報に前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、法令等に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第26条 開示請求者は、写しの交付により個人情報の開示を受けようとするときは、当該個人情報が記録された行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3節 自己を本人とする個人情報の訂正

（訂正請求権）

第27条 何人も、行政文書に記録された自己を本人とする個人情報（次に掲げるものに限る。）に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示請求に基づき、開示を受けたもの

(2) 開示決定に係る個人情報であつて、第25条第1項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたもの

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手續）

第28条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（実施機関の訂正義務）

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第30条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定（以下「訂正決定等」という。）をし、訂正請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、同項の期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(訂正の実施)

第33条 実施機関は、第30条第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報を訂正しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第4節 自己を本人とする個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、行政文書に記録された自己を本人とする個人情報（次に掲げるものに限る。）について、次項各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示請求に基づき、開示を受けたもの
  - (2) 開示決定に係る個人情報であって、第 25 条第 1 項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたもの
  - (3) 第 20 条第 1 項の規定により全部又は一部を開示しない旨の決定を受けたもの（第 19 条の規定により存否を明らかにしない旨及び当該個人情報を保有していない旨の決定を受けたものを除く。）
- 2 前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる個人情報の取扱い及びその措置は、次のとおりとする。
- (1) 第 6 条の規定による取扱いの制限を超え、又は第 8 条の規定に反して収集されたとき。 当該個人情報の消去
  - (2) 第 6 条の規定による取扱いの制限を超え、又は第 9 条第 1 項の規定に反して利用されているとき。 当該個人情報の利用の停止又は消去
  - (3) 第 9 条第 1 項の規定に反し、又は第 10 条の規定に反して電子計算機を結合して提供されているとき。 当該個人情報の提供の停止
  - (4) 第 6 条の規定による取扱いの制限を超え、又は第 11 条第 3 項の規定に反して保有されているとき。 当該個人情報の消去
- 3 第 14 条第 2 項の規定は、利用停止請求について準用する。  
（利用停止請求の手続）

第 35 条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 利用停止を求める内容及び理由
  - (4) その他実施機関が定める事項
- 2 第 15 条第 2 項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
- 3 第 28 条第 4 項の規定は、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）について準用する。  
（実施機関の利用停止義務）

第 36 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る当該個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等及び利用停止の実施）

第 37 条 第 30 条の規定は利用停止をするかどうかの決定（以下「利用停止決定等」という。）について、第 31 条の規定は利用停止決定等の期限について、第 32 条の規定は利用停止決定等の期限の特例について、第 33 条の規定は利用停止の実施について準用する。

## 第5節 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第38条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、公開条例第21条第1項に規定する山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。以下同じ。）をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第40条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、その議に基づいて、速やかに当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第39条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第40条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者に対する指導助言)

第41条 広域連合長は、事業者が自主的に個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう、事業者に対し、指導及び助言を行うものとする。

(苦情の相談)

第42条 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、苦情の相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

(苦情の申出)

第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(適用除外)

第44条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (4) 統計法第29条第1項の規定により行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

2 第7条、第14条から第40条まで及び前条の規定は、この広域連合の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第45条 広域連合長は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

#### 第5章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から受託し、若しくは実施機関が指定管理者に行わせる個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報  
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年  
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目  
的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 前3条の規定は、山形県外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第51条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、  
5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年6月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。